

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 松本 紘

## 平成27年度税制改正に関する要望

国立大学は、我が国の成長発展に貢献すべき責務を十分認識し、「国立大学改革プラン」に基づき、各種の機能強化に全力で取り組んでおります。

国立大学が、超少子高齢化社会を迎え、天然資源に乏しい我が国のさらなる発展に引き続き寄与していくためには、科学技術・学術研究における優れた知やイノベーションの創出、それを担う高度人材の育成が必要不可欠であり、そのためには基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育機関への公財政支出をOECD加盟の先進諸国並の対GDP比1%以上に引き上げることが極めて重要であります。

一方で、国立大学自らも寄附金をはじめとする多様な財源を確保する重要性を十分に認識しており、寄附方法の多様化など、寄附金確保に向けて様々な取組みを行っておりますが、寄附金税制につきましては、幅広い寄附を後押しする制度の整備・充実が不可欠であります。

また、社会人の学び直し推進のための教育費負担の軽減措置を行うとともに、国立大学の経営に多大な影響を及ぼす消費税率の引き上げ及び国際課税に対する適切な措置を講ずることが重要であります。

つきましては、国立大学の更なる機能強化のため、別添要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



## ○寄附促進のための拡充

### (1) 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となりました。

これまで、国立大学法人においては、寄附金確保に向けた取組みを強化しており、特に、個人寄附については、平成22年度の79億円（4万件）から平成24年度には143億円（6万件）に増加しており、少額寄附者の着実な拡大は、今後の国立大学法人の経営において極めて重要な事項と認識しております。

つきましては、国立大学法人が我が国の寄附文化の醸成に寄与し、卒業生も含めた多様な少額寄附者の拡大を促進するため、寄附者の利得性増進が見込まれる所得控除・税額控除選択制度の導入を要望いたします。

### (2) 日本版「ブランド・ギビング」信託制度の拡充

平成23年度税制改正により、日本版「ブランド・ギビング」信託が新たに創設されました。学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得は非課税とし、その金額が全額寄附されることとなりました。

つきましては、広く社会で教育を支えあうという我が国の寄附文化の醸成に寄与し、多様な財源確保に向けた取組みを後押しするため、国立大学法人についても、本制度の対象としていただくことを要望いたします。

## ○ 社会人の学び直し推進のための教育費負担の軽減措置

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均では約2割に達しており、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%と低いのが現状であり、この原因の一つに経済的負担の大きさがあります。

我が国が今後、人的資源の開発による経済成長をさらに促進するとともに、国際競争力を高めるためには、生涯学習の環境整備の充実を図り、社会人の学び直しの機会を拡大することが極めて重要です。

このことから、社会人が大学で学び直す際の教育費負担を軽減できるよう、社会人学生に対する一定額の所得控除制度の創設及び現行の勤労学生控除（年額27万円の所得控除）の拡充を要望いたします。

## ○ 消費税率の引き上げ及び国際課税に対する適切な措置

消費税率の段階的な引き上げは、国立大学の教育研究活動、診療活動に多大な影響を及ぼしており、経営努力を超える負担増加がこれ以上続けば、教育研究・医療の質の低下を招きかねない状況にあります。

さらに、現在、海外事業者から購入する電子書籍（電子ジャーナル）は、消費税が課税されておらず、政府におかれては不公平是正のため、消費税の課税対象とするよう検討が進められておりますが、この国際課税が実施されれば、大学の負担は大幅に増加いたします。

今後も引き続き、国立大学の社会的使命である、教育研究・診療・社会貢献機能を強化していくために、大学に対する消費税課税の在り方につきましては、教育研究、診療等の特性に十分ご配慮いただき、適切な措置を講じていただくことを要望いたします。